

岡本の国会での質問

164-衆-予算委員会-12号 平成18年02月15日

○大島委員長 これにて篠原君の質疑は終了いたしました。
次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

まず、ちょっと質問の順番が変わりますけれども、松田大臣に御質問したいんですが、先ほどの篠原委員への答弁として、今回のリスク評価の評価結果自体が崩壊したわけではない、間違っていたわけではないと言われたけれども、結果、読まれるとこう書いているんですよ。

輸出プログラムが遵守されるものと仮定した上で、そして、リスクの差は小さい。さらに、六、結論への附帯事項に「輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。」と書いてある。

成立しないんじゃないですか。答弁いただきたい。

○松田国務大臣 岡本委員に御答弁申し上げます。

今回の事案、先生おっしゃるように、輸出プログラムの遵守ということがまさに重要でございまして、その点について、今、管理側で、米国政府に対して、その原因の究明なり遵守に向かってどんなことでもするんだということを一生涯懸命なさっておられるわけでございます。

まさに輸出プログラムが遵守されますということが前提でこの評価は成り立っておりまして、今言った段取りが進めば、評価そのもの、まさに今の状況では評価した状態があるわけでございますから、それを今見守っておる、こういうことでございます。

○岡本(充)委員 評価が成立するのかわからないかと聞いている。その一点だけ。大臣、ほかのことはいいです。評価が今成立しないと書いてある。この場合は評価が成立しないんですよ。

○松田国務大臣 何遍も済みません。

まさにリスク管理側で今輸出プログラムの遵守について鋭意米国側とやっておられる。米国政府もまさに原因究明と、その再発防止のために一生懸命御努力いただいておりますのでございます。

私どもはそれを今、いつも同じ言葉を使って恐縮でございますけれども、まさに見守らせていただいておりますのでございまして、そういう意味で今の段階で評価を見直すという事態にはない、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○岡本(充)委員 質問に答えてないじゃないですか。評価が成立するのかわからないのかと聞いているんですから、それは今、私は、見守っているかどうかを聞いているんじゃない。評価が成立するのかわからないのか、どっちかなんですよ。

○松田国務大臣 評価は成立しておるということでございます。

○岡本(充)委員 評価が成立しているとするならば、大臣、この文言はどうなるんですか。「もし、輸出プログラムが遵守されない場合」、今遵守されてないんですよ。されてないから輸出がとまったんじゃないですか。違いますか。遵守されない場合は成立しないとはっきり書いているじゃないですか。

○松田国務大臣 しかるがゆえにリスク管理側は、輸出をおとめになったわけでありませう。

○岡本(充)委員 だから、輸出プログラムが遵守されてないということはお認めになるんですね、今。輸出プログラムは遵守されてないところまではお認めになられるわけですか、大臣。そのイエスカノーだけ。

○松田国務大臣 輸出プログラムが守られていないということで管理側は輸入をとめられたわけでございます。

○岡本(充)委員 では、最後の一文の前半「輸出プログラムが遵守されない場合」に当たるわけですね。「この評価結果は成立しない。」と書いてある。ここは無視されるんですか、大臣。

○松田国務大臣 ですから、輸出プログラムが守られるように今御努力をいただいておりますので、アメリカ政府において。したがって、それを今見守っております、ということでございます。

○大島委員長 ちょっと、座ってからあなたの質問をして。

○岡本(充)委員 いや、僕はせっかちなものですからね、早く聞きたいんです。

大臣の答弁、なってないですよ。だって、ここに書いてある文章に「輸出プログラムが遵守されない場合」、ここまではお認めになられている。それで「この評価結果は成立しない。」と書いている。委員長、これで、文章が成り立たないですよ。これはおかしいじゃないですか。だから、評価結果は成立しないと言ってもらわなきゃいかぬ。もう一回。

○松田国務大臣 恐縮でございます。

輸出プログラムが遵守されない場合にはなっていると思いますが、輸出プログラムが遵守されるべく、今アメリカ政府も御努力をいただき、また、そのために鋭意努力をいただいておりますのでございます。

それを、私の立場としては、輸入もとまっておりますわけですし、まさにその附帯事項に書いてあるとおりの事態になっておるわけでございますね、輸入をとめなさい、そういうときはと。輸入もおとめになりました。したがって、輸出プログラムがしっかりと守られるのであれば、その評価そのものは生きているわけございまして、したがって、今、今のこの状態です、その評価を変えるとか変えないとかという事態にはないということは御理解いただけたらと思っております。

○岡本(充)委員 皆さん、しっかり聞いてください。これは文章に書いてある。「輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。」と書いてある。これは、とめたとかとめないじゃないんですよ。評価結果ですよ、リスク管理の問題じゃない。評価として成立しないという言葉が書いているじゃないですか。これは、評価結果が成立しないとしか僕には読めない。

だけれども、これは、大臣が言われたのは、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立するんですよ。こんなことあり得るわけじゃないじゃないですか。おかしい。もう一回、答弁のし直しです。

○松田国務大臣 輸出プログラムが守られない場合、まさに輸出プログラムの遵守が前提でその評価はできておる、おっしゃるとおりですね。その輸出プログラムが守られなかった、したがって、そういう場合には輸入をとめなさいということも書いてございます。それで、とめて、今、その輸出プログラムを守る努力がアメリカ政府において行われておる、こういう状態でございます。

その状態を、私としては、食品安全委員会を所掌させていただく私としては見守っておりますので

ございまして、したがって、今の段階において、例えば食品安全委員会ですらに評価をし直すとい
いまして、評価のまさにし直しようがないと言うとまた言い過ぎかもしれませんが、まさに今の事態
は、輸出プログラムが守られるべく今御努力をいただいているわけです。それを見守っておるとい
うのがまさに正確な御答弁であると、何度も申して恐縮ですけれども、御理解をいただけるもの
と思います。

○岡本(充)委員 いや、ちょっと待ってください。同じ質問をしているんだから、答えてもらわない
と困るんです。

○大島委員長 ちょっととめなさい。
〔速記中止〕

○大島委員長 では、速記を起こします。
松田大臣。

○松田国務大臣 もう一度御答弁申し上げます。

輸出プログラムの遵守といった前提が守られなければ評価結果は異なるものとなる、あるいは、
そういう事態になれば一たん輸入を停止することも必要というところに従って、まさに事態は進んで
おるわけでございます。

輸出プログラムが遵守されなかったということで、評価は成り立たないということ自身が起こったわ
けです。しかし、その輸出プログラムの遵守を、原因の究明を含めてしっかりと対応するという行い
が、まさに今アメリカ政府において行われておるわけでございます。

こういう段階で、私としては、輸出プログラムが遵守されればまさにこの評価はそのままでござい
ます。したがって、輸出プログラムを遵守する、その努力をまさに見守っておるとというのが私の立場
でございます。

よろしゅうございますか。

○岡本(充)委員 努力をしていれば評価結果が成立するという言葉はどこにも書いてないですよ。
その遵守の努力をすれば評価結果は成立するとは書いてない。

書いてあるのは、今、現時点で輸出プログラムが遵守されていないんだと大臣はおっしゃった
じゃないですか。現時点で守られていなければ、それは、評価結果は成立しないと書いているん
だから、そのとおりに、評価結果は成立しない以外にはないじゃないですか。

努力をしていれば評価結果は成立するとは書いてないんですよ、大臣。きちっと、現時点で評価
結果は成立しないんだということを御答弁いただきたいんです。

○松田国務大臣 何遍も済みません。

輸出プログラムが守られてなかったということで、この評価は成立していないというのはあなたが
おっしゃるとおりですよ。

しかし、その輸出プログラムを守ろうとして今一生懸命なさっているときに、私がそれを認めない
で、いいですか、もっとはっきり申します、評価結果が成り立たないなどと言うよりも、守るとい
うのならしっかり守れと言うのが、そして安全に、いずれにしても今とめているんですから、国内の食品の
安全上は問題ありません。守りたい、守りたいという方に、その努力を見守らないで、だめだなん
とすることは私は言いませんし、努力する人には報いてやりたいと。そうでしょう。それはあなただ
って同じでしょう。ですから、今は、まさに食品安全担当大臣として責任を持って見守っている
んです。

よろしゅうございますか。

○岡本(充)委員 責任持って見守るという言葉は私にはよくわからないし、それから、努力をすれ

ば報われるというたぐいの話とは違うんです。リスクを評価する食品安全の分野を担当されているんですよ、大臣。これは科学的な知見に基づいた話であって、努力だとかそれからその過程だとかじゃなくて、結果が重要なんです、科学の世界は。結果なんですよ。

結果としてこういう結果が出ていれば、この文章に書いているとおり、成立をしないというふうに私は認識をするんだと。先ほど、成立しないというふうに一言言われたけれども、成立しないと言い切っているわけではないという意味なのか、それとも、成立しないと現時点では思ってみえるということで私は認識していいわけですね。現時点ですよ、この瞬間ですよ、この瞬間。

○松田国務大臣 現時点では輸入をいたしておりません。よろしいですか。現時点では輸入いたしておりません。(発言する者あり)

○大島委員長 御静粛に、御静粛に。

○松田国務大臣 そこで輸出プログラムが守られていない、いなかった。したがって、評価は成立していない。

以上でございます。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。これで二十分かかってしまいました。

さて、私の質問の本旨の方に入りたいと思います。これは大変重要な発言でありまして、現時点で評価が成立していないということを大臣が言われましたので、私はそれは極めて重要だと思っています。自民党の皆さんもそれは多分お認めになられると思います。

それでは、私のお配りした書類を読んでもらいたいと思いますが、これは平成十七年の八月に衆議院で、超党派で、農林水産委員のメンバーの方、委員長初め皆さんが訪米されたときの報告書です。この中で、いろいろ報告書が出ているんですけども、分厚いんですが、抜粋をさせていただいた一文がありまして、きょうも御質問に立たれる二田議員もこういうことを言われています。下の方ですね。「いざ輸入を再開して間違っただけになると政治家が責任をとらなければならない。」こういうふうに言われているわけですね。これはまさに今回のようなケースを想定されているのではないかというふうに私は思うんです。

私、中川大臣にお伺いしたいんですけども、「輸入を再開して間違っただけになると政治家が責任をとらなければならない。」というこの発言、正しいと思われませんか。

○中川国務大臣 間違っただけにもいろいろあると思いますけれども、リスク管理者としてなすべきことを最大限なすという責任を果たさなければいけない、当然のことだと思います。

○岡本(充)委員 心強い発言でありまして、私も、日本の食の安全を守るのは日本の政治家の大きな責務であると思いますし、アメリカが悪いんだ、アメリカだけの責任だ、こういう理論はおかしいのではないかというふうに思います。

そして、今回のこの一連の流れの中で、総理初め政府の方から、アメリカに一義的な責任がある。それは、一義的には責任があるかもしれないけれども、ここに二田議員が発言されているように、私は、政治家の責任、日本の政治家の責任になる、これは当たり前だと思うわけなんです、これは皆様方にも、ぜひ政府の皆様方にも御認識をいただいております。

さて、私が行ってまいりました食肉処理工場について、写真を篠原委員とともにお出しさせていただきました。先ほど篠原委員からも質問がありましたけれども、ちょっと立ち入った技術的な話を少しさせていただきたいと思っております。

農林水産省、厚生労働省のいわゆる査察結果報告、十二月の二十六日に報告をされております。この査察結果報告では、日本向け牛肉の分別・識別という中に、二十カ月齢以下と確認した牛の枝肉は、タグ等により他の枝肉と区分、そして、舌や内臓は、合札により枝肉と突合と書いて

いますが、内臓は、落ちていた内臓にどのように突合をするのか、枝肉と突合するのか。スタンプは、内臓はつつつして打てませんし、札を刺してしまつては商品価値が落ちますし、どういふふうにして内臓と枝肉を突合しているのを確認されたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 不突合にならないように合札をつけて突合させるというルールになっておりますが、現時点では舌だけでございまして、舌について、合札でもって、もとの危険部位がないとか、二十カ月以下であるという、牛との一対一を突合させているわけでありまして。

舌以外には現在ございせん。

○川崎国務大臣 内臓全体が、例えば一つの容器に入れられたとかビニールに入れられたとか、そこに当然合札がつくという理解をいたしてあります。

○岡本(充)委員 理解しているじゃない、それを厚労省としては確認してきたというふうには理解してよろしいわけですか。

○川崎国務大臣 という報告を受けてあります。

○岡本(充)委員 農水省と厚労省の話が違うじゃないですか。厚労省は、内臓も含めて突合しているという確認をしてきたという報告を受けていると、農水省は、現時点では内臓は行われていない、舌のみだと言っている。これじゃ、見てきたことが違うことになるわけなんですから。

○川崎国務大臣 日本向けの輸出として内臓は処理されていない、廃棄するか他に使うか、そういう形で処理はされているだろうと。当然、内臓も出ますからね。日本向けの輸出プログラムとしては処理されていない。

○岡本(充)委員 現実的には、内臓にタグをつけるというのは極めて難しいんです。この写真を見ていただきたいと思ひますけれども、このつつつした内臓につけるのは難しいわけで、いわゆる小腸を日本向けに輸出するというのは難しいということ、ぜひ委員の皆様にも御認識をいただきたいということをお示ししたかったわけでありまして、現時点では、確かに、私が行ってきたところも、日本向けに内臓を出荷できるめどは立っていないという話でありました。

ただ、EVプログラムの中では、輸出可能な部位の一つになっているわけですね。そういう意味では、私は、小腸を輸入再開するときには、ぜひ、この突合ができるということも含めて確認をきていただきたい、それを申し添えておきます。

続いて二枚目ですが、これは、特定危険部位の除去をしているところを写真に撮ってまいりました。先ほど提示された写真ともよく似ているかと思ひますが、これはちょっと残念なことに下の方が写っておりませんが、下には特定危険部位の一つである脊髄が小山のように積もってありました。当然、自民党の視察団の方もごらんになられたと思ひますけれども、つまりは、飛び散っている。この今取っているものの一個手前の枝肉の下にやはり白いものがちょこちょこ出ておりますけれども、こういうような状況になっているということ。

どうしても、完璧にSRMを除去するというのは物理的に不可能であるということは、多くの有識者の方も認めてみえます。背割りをした上でのSRMの除去はなお一層飛び散りが多いということ、これまた、委員各位また政府の皆様にもぜひ御認識をいただきたいというふうには思っているわけでありまして。

さて、そうした中で、私どもの見てきた話から、今度は、政府が今回査察を行ってきた、十二月の査察でどういふところを見てこられたか、それについてももう少しお伺いをしたいと思ひます。

アメリカのOIGが出しました監査報告書、二〇〇六年の一月の監査報告書が出てあります。これに基づいて、例えば報道でなされているような、SRMの除去が十二施設中九施設でその記録

が確認できなかったとか、もしくは二十頭のへたり牛の食肉処理が行われたという報道がなされているわけですが、この報告書の中身について少しお伺いをしたいと思います。

中川大臣、大変恐縮なんですけれども、いわゆる食肉処理施設の囲いの、敷地外の囲いの中で歩けなくなった、あるいは死亡した牛はアメリカではどういうふうに処分をされているか、御存じかどうか、ちょっと、大変失礼ですけれども、御見識をお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 処理方法というのはどういう意味でしょうか。(岡本(充)委員「廃棄とか焼却とか」と呼ぶ)

これはアメリカの規則によって、いかなる原因のものであろうが、いわゆるへたり牛、ダウン牛、これは、BSEも含めた内臓の病気なのか、あるいは外傷によってちょっとけがしたのかを含めて、とにかくへたっている牛は全部食肉のシステムには入らない、いわゆる廃棄といいたいでしょうか、日本では例えば屠殺をするということで処分するということでありまして、つまり食肉処理施設の中には一切入らないというのがアメリカの規則であります。

○岡本(充)委員 いや、食肉の処理過程には入らないんですけれども、日本で言ったら例えば焼却とかもしくは廃棄とかいう言葉がありますけれども、どういうふうにされているかということなんです。

○中川国務大臣 正直言って、具体的に承知しておりませんでしたので今聞きましたけれども、日本の場合には全頭焼却処分でありますけれども、アメリカの場合にはレンダリングしていろいろなものに利用するというようなこともあります。

○岡本(充)委員 そうなんです。それで、実はぜひ大臣に、私、大変失礼ながら、きょうお話しさせていただきたいのは、結局、へたった牛をいわゆる食物連鎖のサイクルから排除するという方法をアメリカはとってない。その牛についても、一〇〇% BSE検査をしているわけではない。BSEかもしれないけれども、何だか理由はわからないけれども、例えば動物性脂肪の精製業者が回収することになっているなんという話もあるんですよ。

そういう意味、ここにしっかり書いているんですね、動物性脂肪の精製業者が回収すると。大臣、二十二ページに書いてありますから、またぜひお時間のあるときにごらんになられたらと思いますけれども。結局、アメリカの飼料と食物連鎖のチェーンの中に入っていくということをいまだにこの中で指摘をされている。

それから、この中にはまたどういう指摘があるか。大臣がきのうの夜、ジョハズ農務長官にお電話でいろいろお話をされた中に入っているのかどうかは知りませんが、向こうの検査体制についてもこのオーディットは同じく指摘をしています。

BSEの確認においても、検査結果に食い違いがあり、さらなる試験を行うことが賢明と思われる場合にも、アメリカの検査の体制では単一の試験方法とBSEに関する組織病変の組織学的調査に頼っていたと。つまりは、本当はもっと別の検査をして陽性反応をしなきゃいけないのに、確認をしていない。

それから、OIGにより着手した異なる試験法による独立試験及びウェイブリッジによる確認試験ではBSEの陽性であることが結論づけられたという検体も、陰性と判定している。

そしてさらには、もう一度検査をしたいと申し出ても、APHIS本部高官によりこのもう一度の検査が許可されなかった、APHISというのは動植物衛生検査部でありますけれども。

こういう意味でいったら、向こうの検査は大変に実は不十分なところがある。

来年からアメリカは、BSE検査について、これまでのサーベイランス、縮小するやの話を私は聞いておるんですけれども、大臣、それについてはどのようにお聞きになられていますか。

○中川国務大臣 今、アメリカも予算の審議が始まっているようでありますが、このサーベイランス

予算、いわゆる一般会計の部分については前年度と同じだというふうに聞いております。これがもともやっている四万頭分だというふうに聞いております。

現在、二十万頭前後やっておりますけれども、これについては、外郭団体というんでしょうか、外の組織の予算でやっている、緊急的にレベルを上げているということではありますが、その予算が来年に向けてどうなっていくのかということについて、現在確認中でございます。

○岡本(充)委員 私は減るというふうに、話を、今大臣が言われたように、二十万頭ぐらい検査をしているのを、例えばもとの四万頭に戻すんじゃないかという危惧を持っているわけなんですけど、ここにもう一つ重要なことが書いてあるんです。APHISは、こんなプロトコールではまずいから、実験確認を、新しい検査方法をやろうじゃないか、新しい標準実験機関作業手順、SOPをやろうとって、去年の十一月三十日に出している。そして、二〇〇六年春から、こんな検査体制ではいけないんだから新しい検査手順でやりましょうと言っているのに、この段から検査の数を減らしていくという話になったら、新しい検査はほとんどされないことになってしまうんじゃないかという懸念を持っているわけですね。

米国におけるBSEの問題でよく先方が言うのは、OIEだ、OIEだと言う。OIEもガイドラインではこうやって言っているんです。習熟度試験の必要性を強調し、きちっと検査をやるようにと言っている。そして、これを勧告されているにもかかわらず、アメリカのNVSL、NVSLというのは国立獣医学研究所ですけども、この職員は、これまでのところこのプロセスはほかの優先順位のために導入されない、こう言っている。結局のところ、きちっとBSE検査を行っていないんじゃないかという問題を指摘されています。

この点についても、大臣はジョハンズさんに昨夜御指摘になられたんですか。

○中川国務大臣 そもそも、サーベイランスのレベルアップにつきましては、食品安全委員会から十二月八日にいただいた答申の中の、いわゆる附帯条件の中にも入っております。したがって、その段階でアメリカ側にも要求をしておりますし、それから今回のOIGレポートの中で、サーベイランスについてのやり方が問題であるという指摘がございました。

したがって、きのうのジョハンズ農務長官とのお話し合いの中で、実は、個別にこういうこと、こういうこと、こういうことということで具体的には申し上げておりません。現時点で外交ルートを通じてこういう内容のものが行きますからきちっとお答えいただきたいということは全体として申し上げましたけれども、その中に、サーベイランスの向上についてきちっと説明をしてもらいたい、あるいはこういう方法でやってもらいたいということについては申し上げております。

○岡本(充)委員 ぜひこの実験方法、検査の確認方法についても適切な検査方法をとるように言っていただきたい。

それから、また続きで先に行きます。

同じくこのレポートの中にあるわけですけども、FSISの管理情報システムではSRM規則違反の傾向を把握していないのではないかと、こういう指摘があります。実際に、SRM除去のいわゆる不適切なNR、ノンコンプライアンスレポートですね、こちらについて解析をした結果などが出ています。これは後ほど私は質問させていただきますので省かせていただきますが、かなりSRM除去についても多くの問題を指摘しているということもあわせてお話をさせていただき、この中では最後の一点なんですけれども、この文書の中では最後に一つ聞きたいんです。

AMRの加工過程、これについて少しお伺いをしたいと思うんですが、AMRによる中枢神経組織の混入率、つまり、SRMに汚染してしまう危険性は大体どのくらいあると。

AMRというのは、ちょっと大臣にお話をさせていただくと、水圧を利用して骨から骨格筋組織を除去して、より効率的に肉をとろう、こういう機械でありまして、アメリカでは一九九四年に初めて導入されたというふうになっておりますが、アメリカの食肉過程で使われるこの機械、使うと大体どのくらい中枢神経が、つまりSRMが混入をしてしまうか、そういうことについて書いてあるんですけど

も、それについては、川崎大臣の方に私はお伺いしたいと思います。御存じでしょうか。

○川崎国務大臣 私もよく存じませんし、事前に出いていませんでしたので今聞いたところですけども、基本的には、混入する可能性がある、したがって、我が国向けの輸出プログラムには入れていない。

○岡本(充)委員 AMRで処理をした肉というのは今後とも日本に入れたいというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○川崎国務大臣 今、とまっていますから。しかし、基本的には、入れない。

○岡本(充)委員 ぜひ皆様にちょっと御紹介をしたいわけなんですけれども、では、今大臣が言われたとおり、このAMRを使用している工場から日本向けの肉は来ていないという理解をさせていただいた上でお話をさせていただくと、実は、サンプル調査をすると六%ぐらい中枢神経組織が入っている、こういう話が出ています。この中で報告されているのは、六%入っていて、なおかつ、ある工場では、九十八検体を調べたら、そのうち十四検体にSRMの混入があったという話になっています。かなりの高確率です。

そういう意味で考えると、極めてこの中枢神経組織の混入を危惧されるこういった食肉加工の手法を使っている工場は、今後とも日本への、輸入、もし再々開になった暁でも、指定工場にならないということを私は今確認をさせていただきたかったわけでありまして、大臣、もしあれば。

○川崎国務大臣 基本的には、日本向けの輸出プログラム。ですから、その工場全体の中でAMRがあるからといって、その工場全体をだめですよという認定はいたしません。日本への輸出プログラムの中においてそれを使われるならば、当然、その肉はだめですよという評価でございます。

○岡本(充)委員 それだと、混入する可能性を排除し切れないんじゃないかというふうに思うわけなんです、大臣。

○川崎国務大臣 要は、一挙にひき肉みたいな形にしてしまっただけで、ひき肉はだめですから、入ってくることはありません。

○岡本(充)委員 ぜひ今後とも、輸出再々開になっても、こういう手法での、肉をそぎとるという方法での肉は輸出しないということで確認をさせていただいたと理解をさせていただきます。

その上で、ちょっと続いて、先ほどお話をしました、昨年八月にFSISが、SRM除去やHACCPに関して千三十六件が規則が遵守されていないという報告を出しました。

この報告は、今回、十二月の農水省、厚労省の査察にどのように反映をされて、実際に見に行く施設について、この報告をひとつ参考にしながら見てきたということでしょうか、どうでしょうか。

○中川国務大臣 十二月の決定以降の査察は、食品安全委員会からいただいた答申を踏まえた中で、それが条件であるというふうにはなっておりません。

したがって、念のためという表現をここ何回か使わせていただいておりますけれども、念のために事後の査察を現在十一カ所行ったところでございます。

他方、今御指摘の千三十六カ所について、記録がないとか、いろいろとアメリカの調査があったという資料は、食品安全委員会の諮問の中での御議論の資料としてお渡しをしております、それも前提にして答申をいただいたというふうに理解をしております。

○岡本(充)委員 いや、査察に行くときに、例えば査察に行く施設、十一カ所選ばれたわけですね。その選ぶときに、例えばこの千三十六件のNRの情報を参考にして施設を選ぶだとか、実際に見てくるときにその施設に問題点をたずねるとか、してこられましたか。

○中川国務大臣 その千三十六ということが実際にどういう施設かということは、あの時点でたしか八百二十五ほどアメリカには食肉処理施設があるというふうに聞いておりましたけれども、その千三十六が一体どの施設のものであるかということは、直接その十一カ所に行くということとは、いわゆる前提とか参考にはしておりません。

ただし、十一カ所行ったところにつきましては、特定危険部位の除去のやり方であるとか年齢確認であるとか、日本向けについては個別に管理をしているとかいう、本来の日本がやるべき基本的な調査をするための査察なり書類調査なりはきちっとやったということでございます。

○岡本(充)委員 では、ちょっと言い方を変えますと、日本は、この千三十六件のNRが一体どの施設であったか、もしくはどの施設でどういったNR違反があったかについて把握をされていないということですか。

○大島委員長 ちょっとお待ちくださいね。(岡本(充)委員「質問、通告しているんですから」と呼ぶ)正確を期すためにもうちょっと。(岡本(充)委員「速記とめてもらいたい」と呼ぶ)いやいや。よろしいですか。川崎大臣。

○川崎国務大臣 千三十六件の問題点は把握いたしております。今、精査いたしておる段階でございます。

それから、それと処理施設、どこのかという結びつきはありません。それは承知いたしません。

一方で、先ほど御質問があった、視察に行った者がその十一の施設の中で、こういうものに基づいてありましたかという会話は交わしております。

○岡本(充)委員 調べようと思ったら調べられるんですよ、大臣。私、日本が許可している三十八の施設が一体何件のNRを犯しているかということについての資料、調べたらわかりました。これ、国として把握しようと思ったら把握できるんじゃないですか。それを、八月に発表されているのにいまだに把握できずに、把握せずに視察に行ったというのでは、この視察自体が問題じゃないですか。

○大島委員長 ちょっととめなさい。
〔速記中止〕

○大島委員長 速記を起こして。
川崎大臣。

○川崎国務大臣 基本的には、原票千三十六件いただいておりますので、精査をして区分していけばきちっとわかる。それで、問題点については、もう既にアメリカにおいて改善がされたという認識をいたしております。

○岡本(充)委員 ということは、今でもまだ八月にもらった千三十六件の内容について精査している最中だという御答弁でしょうか、それだけ今でも時間がかかっているのか。それとも、精査する気がなかったから精査しなかったということなのか。このどちらかをお答えいただきたいと思っております。

○川崎国務大臣 八百幾つでしょうか、処理施設ごとにきちっと精査はいたしておりません。完了

はいたしていないということです。

○岡本(充)委員 どこでどういう違反があったかがわからないのに、何を視察に行くんですか。

私、大臣は持っていませんよ、持っていますよ。どこの施設で何件ずつSRMの除去違反があったか、月齢確認の問題があったか。この資料、持っていますよ。

何でこれをもとにその問題点を聞いてこないんですか。これじゃ、査察に行っても、せつかくの情報があっても、日本政府はそれに基づいて査察しない、それについて聞いてきてないということのあかしじゃないですか。問題じゃないですか。

○川崎国務大臣 当然、行きました十一施設について何があったかというのは承知いたしております。八百幾つの全体的なものを精査したわけではないと申し上げたわけです。十一施設については、事前に調査した上で、当然こうしたことはないでしょうねという確認は行っております。

○岡本(充)委員 いや、十一施設だけじゃないんです。日本向けに、今現在三十八施設あります。三十八施設がどういうふうなNR違反を犯しているかについては、当然把握をされているわけですね。十一じゃないですよ。三十八、今認定施設があるわけです。

○川崎国務大臣 三十八施設の問題点の分析をすべて終えているわけではありません。

基本的には、アメリカがきちっとこの問題について、御承知のとおり、屠畜場に常駐する農務省の検査官が特定危険部位の管理等の屠畜場の衛生管理について検証を行って、それを指摘して、そしてそれを直させた、是正をさせたという認識をいたしております。

しかし、十一施設については、直接行きましたので、その場において、そういうことがありましたかという再確認は行っております。

○岡本(充)委員 それは、リスクを管理する機関としてはどうなんですか。三十八施設の、もしかしたらもっとたくさんNR違反が出ている施設があるかもしれない。NR違反がたくさん出ている、例えば集中している施設があれば、そこを見に行くのは当然じゃないですか。何でここはこんなに多いんだと。

それを選ぶ段階で、これだけいい情報があるのに一つ参考にもせずに、調べてもおりません、データはありません、そして行くところだけ調べてみましたというのでは、これではリスク管理機関としてきちっと管理できていないんじゃないか。どうですか。

○川崎国務大臣 申し上げましたように、農務省の検査官が基本的にはそれを指摘し、回復をしておるとい認識。先ほどから申し上げていますとおり、アメリカが日本向けプログラムをきちっと遵守しながらやってくる、危険部位の除去を行うという大前提で行っている。そして、十一の施設の査察については、基本的には事後で、そして確認のために行かせてもらったというふうに私どもは理解をいたしております。

○岡本(充)委員 でも、把握をしてないのに、何を確認しに行ったんですか。数を把握して、どういった違反があったか。改善をするのは確かにされたかもしれない。だけれども、されたかどうかは日本が確認しなきゃいけない、リスク管理官庁として確認をしなきゃいけないはずですよ。

そういう意味でいったら、この内容を確認、精査せずに査察に行っているとすれば、これは八月に出ているんですから、十二月なんですから、四カ月の間にこれを全然調べませんでした、それは怠慢じゃないかと指摘をさせていただきたい。どうですか、大臣。

○川崎国務大臣 この報告書は、こういう問題点があったとオープンにして、こういう形でその問題の是正を求めて、処理いたしましたという報告書でございます。

基本的には、アメリカがプログラムを守る、その中できちっとやっていく。一方で、我々は、確認作業をさせていただいておるといふ中で十一施設に行きましたので、こういう形で指摘をもらったものは当然問題ありませんね、かつ、日本向けのプログラムを我々は目で検証して、問題ありませんねという作業を行っているわけです。

○岡本(充)委員 では、ちょっと違う角度で聞かせてください。行かれたこの十一施設の中で、ではどこが一番NRの件数が多かったですか。

○川崎国務大臣 事前に通知いただいておりませんので、書類は持っておりません。後でお知らせをいたします。

○岡本(充)委員 どこが一番違反件数が多かったかということについて、後から調べると言われますけれども、例えば、注目して見るべきところというのは決まっているはずなんですよ。特に異様に多いところがありますよ、異様に多いところが。

実は、査察に行かれた人がこの部屋の中にも、政府側の人が見えますけれども、その人は記憶に残っているはずですね、あそこは件数が多かったと。残っているはずですよ。大臣がそれを今通告がないからといって、それを聞けないとは私には思えない。異様に多いところが一件あるんですよ。どこですか。

○川崎国務大臣 今の、担当者の行ったところにはなかった。要するに、五つ行きましたので、彼は。実際問題、多いのはグレーター・オマハ・パッキング・カンパニーそれからスウィフト・ビーフ・カンパニー、これが十二件ということになっております。

○岡本(充)委員 十二件というのは、細かな話はあれですけども、SRM除去違反が十二件、それ以外にも実は年齢確認違反がまだあるわけですね。

やはり、政府はこの内容についてきちっと調べていっていなかったということは明らかじゃないですか。十二じゃないんですよ。年齢確認違反もあるわけですから、月齢確認違反も。

では、私がちょっとお知らせをすると、日本が行ったところではUSDAの施設番号九六〇／九六〇A、名前は言いませんけれども、ここが月齢確認違反が二件、そしてSRM違反が十二件、日本が行った中ではここは多い方の一つです。

そのほかにも多いところが幾つかあるわけなんですけども、実際に日本向け輸出証明プログラムが認定された施設の中で、では逆に違反記録がなかった施設は何件あったんですか、いわゆる屠畜処理をしているところで。そういう把握はしていますか。

○川崎国務大臣 私どもはアメリカから直接資料をもらっておりますけれども、それを公表していいかどうか、これはさっき委員も名前は差し控えられましたので、全くないのは二件であろうと思います。

○岡本(充)委員 三十八施設のうちの残りの施設では違反が指摘をされているわけですね。この状況であれば、SRM除去が完璧だったということは私は言えないというふうに、実際にこれだけの施設、やはり出るわけなんですよ、現実問題。

これをきちっと把握して、一体どこが問題点であり、FSISはどういうふうな指摘をしているのかについてきちっと確認をしてから査察に行くのが筋であって、それを、八月に公表され、しかるにいつ承知をされたかは存じませんけれども、この十二月の査察に当たっても、施設選定に反映をしないどころか、行った先で大丈夫ですという確認だけ、書類上の確認だけをしてきたというのであれば、これは査察としての内容も不十分じゃないかという指摘をさせていただきたいわけです。

それについて、大臣は、指摘のとおりだとお認めになられますよね。

○川崎国務大臣 先ほどから申し上げましたとおり、この千三十六件については、アメリカの農務省の検査官が指摘をして是正を命じて、それがきちっと処理をされたという認識のもとでございます。

一方で、日本向けのプログラムというものはきちっとあるわけですから、その問題を、どう動いているかを行った。そして、危険部位については、きちっと除去がされているというのを現認してきたということでございます。

○岡本(充)委員 現認してきたというか、遵守をされているのはアメリカの責任だからということではなくて、日本が遵守をされているかどうかを確認する、それを現認するためにはきちっと精査をしておく必要があったのに、精査をしていなかったということをお認めになられたじゃないですか。これから精査をするんだと言われたじゃないですか。それでは片手落ちだと言われてもしょうがないという指摘をしているわけです。大臣、ぜひきちっと精査をしていただきたい。

ちなみに、私は、ダブリを含めて数えると、まあ、千三十六あるものを、ダブリがあったりするんです。いろいろ調べると、どうやら千三十六よりかなり数が減りますね。八百二十九ぐらいになるんじゃないかというふうに私は数えさせていただきましたけれども、確かに、ちょっと多い数なので私の数え間違いがあるかもしれませんが、そのくらいの数に減ると思います。そういった意味で、もう一度きちっと精査をしなければいけないんだということを改めてお伝えします。

最後に、いろいろな大臣の方に来ていただいていてお聞きができていないところをちょっとお聞かせいただきたい。

まず、文部科学行政に関して、大臣にお越しいただいております。

学校給食でのアメリカ産牛肉の使用の現状について、調査をまだされていないというふうに私は聞いたんですけれども、前回再開されてから再度輸入停止になるまでの間に学校給食に使用した事例があるのか、もしくは、これまで、二〇〇三年の十二月のアメリカ産牛肉のBSE発生直前にどのくらいの割合の学校がアメリカ産牛肉を使用していたかなど、調査をしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○小坂国務大臣 岡本委員の御指摘でございますが、まず学校給食に対する文科省としての基本的な姿勢でございますけれども、平成九年の四月一日に基準を設けておりまして、すなわち、献立の作成については献立作成委員会というものを設けて、学校教諭、栄養教諭あるいは栄養士さん、こういった方々、それから保護者の意見が十分尊重されるような仕組みにすること。それから、食品の購入に関しては、物資選定のための委員会を設けて、栄養教諭その他の関係者の意見を十分尊重し、またそれが反映される仕組みを整えること。また、食品の選定に当たっては、特に、有害なものまたはその疑いのあるものは避けるように留意することという形で、基本的に、給食を提供する現場の判断というものを、基準をつくってそれにゆだねるという形をとっておりまして、私どもから直接、一つ一つの給食現場に対して、これは安全なので食べなさい、これはやめなさい、具体的な指導を行っているわけではございません。

そういう中で、御指摘の全国の調査でございますけれども、全国の調査については、そういった特定品目についての具体的な調査というのは基本的には行っておりませんが、農水省が実施されました調査に基づいて、その使用実態について国内のBSEの事件に関連して調査を行ったことがございます。

また、本年の二月に、米国産の牛肉の使用について実態を、部分的でございますが、サンプリングとして調査を行っております。またそのときに、使用した実態はないという結論を得ております。

また、必要に応じ、そのような状態が出ましたら全体の把握をすることも考えますが、基本的には、私どもは、この安全評価について、私ども自身がそれに関与する立場ではないわけでございます。専門的な知見をもって内閣としての一つの方針が出た場合に、それに従って文部科学省としての行動をとってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○岡本(充)委員 どうもありがとうございました。